

令和4年度マンション管理士派遣及び専門家相談事業実施団体募集要項

1 目的

マンション管理推進協議会（以下「協議会」という。）は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、分譲マンションの管理組合又は区分所有者等（以下「管理組合等」という。）が求めるマンション管理に関して必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるにあたり、これらに従事することのできるマンション管理士（以下「管理士」という。）を派遣できる団体を募集します。

2 事業の種類及び内容

(1) マンション管理士派遣事業

管理組合等からの要請(申込み)により、管理組合等が行うマンション管理に関する学習会等の講師を派遣します。

ア 派遣する講師

学習会等に必要な知識・経験を有する管理士。

イ 派遣日時・場所

要請のあった管理組合等と講師との間で調整。派遣時間は原則2時間以内とします。

ウ 委託料

派遣1回あたり金12,540円/人(諸税、交通費込)とし、支払い時期については、契約期間終了後とします。1回の学習会等につき派遣する講師は2人までとします。

エ その他

マンション管理士名簿(様式3)に記載する管理士は、他の団体と重複することはできません。

(2) 専門家相談(定期相談)事業

区分所有者等が求めるマンション管理に関する相談において相談員を務めます。

ア 従事する相談員

相談事業に必要な知識・経験を有する管理士

イ 相談日時

原則第1～第4火曜日及び第1日曜日とし、相談時間は午後1時から午後4時までとします。実施日については、別添1「マンション管理相談実施日」を参照してください。(第5火曜日まである月ご注意ください。)

ウ 相談場所

名古屋市中区栄三丁目5番12号先(栄地下街南通路)

「住まいの窓口」内 住まいの相談コーナー

エ 委託料

相談1実施日あたり金8,360円(諸税、交通費込)とし、支払い時期については、契約期間終了後とします。

※ 相談員になる者は、別添2「マンション管理相談を実施するにあたっての注意事項」を順守してください。

オ その他

マンション管理士名簿(様式3)に記載する管理士は、他の団体と重複することはできません。また、同一管理士は、1か月あたり3回以上相談員に従事することはできません。

(3) (1) 及び (2) に掲げる事業実施の特例

愛知県内に新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が発令されたとき等、マンション管理推進協議会が必要と認める場合、(1) 及び (2) に掲げる事業を、中止、中断又は事業実施方法の変更を行います。この場合、現に事業を実施中の団体があるときは、当該団体と協議の上、行うものとします。

3 応募することができる団体の資格

応募資格は、管理士として2年以上の登録がある者を5名以上派遣することのできる団体とします。

なお、登録されてから5年を超えた管理士にあつては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条に定める講習を受けている管理士に限ります。

※管理士の登録期間：令和2年3月31日以前に登録していること。

団体の法人格の有無は問いませんが、個人で応募することはできません。個人が集まって応募する場合は、団体の名称及び代表者を決めて応募してください。

4 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者は、本募集要項の記載内容を承諾した上で、応募書類を提出してください。
- (2) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者負担とします。
- (3) 応募書類に違反または虚偽の記載があった場合は、失格となる場合があります。

5 応募書類の受付

(1) 応募書類の受付期間

令和4年3月1日(火)から令和4年3月2日(水)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 応募書類の提出場所

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課（名古屋市役所西庁舎5階）

(3) 提出書類

下記書類を各一部

ア マンション管理士派遣等事業応募申請書 (様式1)

イ マンション管理士関連団体概要書 (様式2)

ウ マンション管理士名簿 (様式3)

エ マンション管理士登録証の写し (様式3に記載した管理士全員分)

(登録後5年を超えた管理士にあつては、登録講習終了証の写しも併せて添付してください。)

オ 法人にあつては定款、任意団体にあつては会則

(4) 提出方法

文書の持参又はメールによる書類送付

(5) ヒアリング

提出時に提出書類の記載内容について、ヒアリングを行うことがあります。

6 審査

- (1) 提出された書類を審査し、疑義がある場合はその旨を令和4年3月3日（木）までに通知します。なお、通知内容に不服がある場合は、令和4年3月7日（月）までに補足する資料を添付したうえで、文書で申し出してください。提出場所は、応募書類の提出場所と同じです。
- (2) 前号により提出された申し出に対する回答及び応募したすべての団体の審査結果は令和4年3月9日（水）に通知します。

7 団体の決定方法

(1) マンション管理士派遣事業

「6」の審査により団体を決定し、マンション管理士派遣団体名簿に登載します。なお、派遣される団体は、学習会等を行う管理組合等が、団体名簿の中から任意に選びます。

(2) 専門家相談（定期相談）事業

ア 事業を委託する団体は、次の方法により1ヶ月単位で決定します。なお、抽せんの対象となる団体ごとの票数は、当該団体の相談員候補者となる管理士の数に応じて次のように割り当てます。

- | | | | |
|-----|-------------------------|---|----|
| (ア) | 当該団体における管理士の数が、5人から9人 | … | 1票 |
| (イ) | 当該団体における管理士の数が、10人から19人 | … | 2票 |
| (ロ) | 当該団体における管理士の数が、20人から29人 | … | 3票 |
| (ハ) | 当該団体における管理士の数が、30人から39人 | … | 4票 |
| (ニ) | 当該団体における管理士の数が、40人から49人 | … | 5票 |
| (ホ) | 当該団体における管理士の数が、50人以上 | … | 6票 |

a 抽せんの対象となる総票数が、事業委託期間の月数（12票）を超えた場合

(a) 1票の団体については、原則として当選とします。

(b) 12票から1票の団体の総票数を減じた数が2票以上の団体の総票数を超えるときは、抽選により票数を減じる団体を選出し、その団体の票数を減じます。ただし、減ずる票数は1団体につき1票を限度とします。

b 抽せんの対象となる総票数が、事業委託期間の月数（12票）以下であった場合

(a) 12ヶ月について、総票すべてを当選とします。

(b) (a)により残余の月数が発生した場合は、総票の中から残余の月数分を抽せんにより決定します。ただし、付加する票数は1団体につき1票を限度とします。

イ 事業を委託する担当月は、次の方法により決定します。

(ア) 事業委託期間に対するすべての票の確定後、担当月を決定します。

(イ) 担当月は、令和4年4月を起点として、担当月の少ない団体から順に決定し、月数が同じ団体については抽選で決定します。また、複数票を獲得した団体は、連続した期間を担当していただきます。

ウ 抽せんを行う場合は、以下のとおりとします。

(ア) 日時 令和4年3月10日（木） 10時30分～

(イ) 場所 名古屋市役所西庁舎12階 D会議室

8 契約の締結等

- (1) 「7」(2) により決定した事業を委託する団体とは、当該事業年度の初日（4月1日付け）で委託契約を締結します。あらかじめ契約締結のための準備をしてください。
- (2) 契約期間内に派遣する相談員の名簿（様式4）を、契約期間の2週間前まで（担当月が4月となる団体は、令和4年3月25日（金）まで）に提出してください。

9 スケジュール

募集のスケジュールは、次のとおりです。

募集要項の公表	2月14日（月）～2月25日（金）	
応募書類受付期間	3月1日（火）～3月2日（水）	
応募書類、書類審査結果通知	3月3日（木）	
書類審査結果不服申し立て期限	3月7日（月）	
不服申し立てに対する回答期限 応募状況（応募団体数等）の結果通知	3月9日（水）	
定期相談	委託団体、担当月の抽せん	3月10日（木）
	4月を担当する団体の派遣相談員名簿の提出期限	3月25日（金）
	受託する団体との契約締結	4月1日（金）

10 問い合わせ・提出先等

本募集に関する問い合わせや書類の提出等に係る取扱いは、土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に、下記までお願いします。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課（協議会事務局担当）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：052-972-2960 FAX：052-972-4172

マンション管理士派遣等事業応募申請書

マンション管理推進協議会 様

(申請者)

住 所

団体名

代表者

(連絡先担当者)

(連絡先電話番号)

マンション管理推進協議会が募集する下記の事業に対し、募集要項に記載された内容を承諾し、応募します。

記

1 事業の種類

(1) マンション管理士派遣事業 (1. 希望する 2. 希望しない)

(2) 専門家相談(定期相談)事業 (1. 希望する 2. 希望しない)

2 添付書類

(1) マンション管理士関連団体概要書

(2) マンション管理士名簿

(3) マンション管理士登録証の写し

(4) 定款又は会則

マンション管理士関連団体概要書

令和 年 月 日

フリガナ 団 体 名		
フリガナ 代 表 者		
所 在 地 (町名・丁目まで)		
得意とする分野		管理組合の設立、運営、管理規約・細則等に関する事
		管理費、修繕積立金の設定、未収金の督促等の会計に関する事
		管理委託の仕方、管理委託等の契約に関する事
		長期修繕計画の作成や見直し等に関する事
		建物・設備等の劣化診断、その他修繕工事に関する事
所属人数	マンション管理士 名	
	1級建築士 … 名	管理業務主任者 … 名
	その他 … 名	
専門分野に関する 実 績 等		
業務に関するPR		

令和4年度 マンション管理相談実施日

年 月	実 施 日				
令和4年4月	3日	5日	12日	19日	26日
令和4年5月	1日	10日	17日	24日	31日
令和4年6月	5日	7日	14日	21日	28日
令和4年7月	3日	5日	12日	19日	26日
令和4年8月	2日	7日	16日	23日	30日
令和4年9月	4日	6日	13日	20日	27日
令和4年10月	2日	4日	11日	18日	25日
令和4年11月	1日	6日	15日	22日	29日
令和4年12月	4日	6日	13日	20日	27日
令和5年1月	10日	17日	22日	24日	31日
令和5年2月	5日	7日	14日	21日	28日
令和5年3月	5日	7日	14日	21日	28日

マンション管理相談を実施するにあたっての注意事項

- 1 協議会が、住まいの窓口内「住まいの相談コーナー」にて実施する相談事業は、公的事業として実施するものです。そのため、相談員は公的立場に立ち、公平・中立的な相談に務めてください。
- 2 相談員は、相談事業を行うことによって知り得た情報について秘密の保持を厳守するとともに、得た情報によって新たな営利を得るような行為や相談の場において相談者に名刺を渡すといった行為を行うことはできません。
- 3 相談員は、相談事業においてマンション管理士が業務として関わるべき内容に至ったとしても、相談者に対し業務を受託する趣旨のことを伝えることはできません。また、相談事業において相談者からマンション管理士としての業務のあっせん依頼があった場合も、依頼を受けることはできません。
- 4 相談内容には、管理組合等の運営全般といったものから、具体的なものまでさまざまな相談があります。また、相談者も、すでにマンション管理に関する知識を有した方から全く知識を有しない方までであるとともに、その立場も、管理組合役員として相談される方から区分所有者として相談される方までさまざまな方がみえます。
次頁以降に掲げる相談事例を参考に、的確な対応ができるようにしてください。
- 5 相談内容は、相談者ごとに「特別相談票」に記載・作成し、住まいの相談コーナー窓口業務従事者に提出してください。
なお、作成した「相談票」の原本並びにコピーを持ち帰ることはできません。
- 6 派遣予定相談員報告書の提出後、やむを得ず相談担当者が変更となる場合は、あらかじめ協議会事務局へ連絡してください。無断欠席や遅刻は厳禁です。
- 7 募集要項に記載されたこと並びに契約書に記載された事項に対し違反する行為があった場合は、その団体もしくは個人に対しペナルティを課すことがあります。
- 8 暴風警報等が発令されている場合は、「住まいの相談コーナー」は休業します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談事業を電話相談に切り替える場合があります。その際は、派遣予定相談員の所属する団体の長に事前に連絡するとともに、マンション管理推進協議会のホームページにその旨を掲載します。
- 9 当分の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、派遣当日「マンション管理相談派遣管理士チェックリスト(栄相談)」(別紙)により体調のチェックを行うとともに、マスク着用、手洗いの励行等新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に行ってください。